

(保 2 2 6)
平成 3 0 年 3 月 1 6 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 純 一

新規指定時集団指導および新規個別指導の対象について

指導、監査、適時調査の運用見直しにつきましては、厚生労働省当局と協議を継続的に行っておりますが、今般、新規指定時集団指導および新規個別指導の対象医療機関について、統一的な取扱いとすべく、下記のように明確化され、平成 3 0 年 4 月 1 日以降に実施する指導から適用されることとなりましたので、ご連絡いたします。今回の内容で不明な点がありましたら、各厚生局にご照会いただきますようお願いいたします。懇切丁寧に回答するよう厚生労働省当局に申し入れております。

引き続き、運用見直しの協議を進めて参る所存でおりますので、ご指導の程、よろしくお願い申し上げます。

記

◇ 新規指定時集団指導および新規個別指導の対象医療機関は、新規指定したすべての保険医療機関が対象であるが、そのうち、遡及指定の医療機関については次のものを対象とする。なお、対象とならない医療機関について、新規指定時集団指導を実施することは差し支えない。

(1) 開設者および管理者がともに別人の場合

ただし、開設者が個人から法人、あるいは法人から個人に組織変更した遡及指定については、法人代表者と個人開設者が同一人の場合には同一とみなすため、対象から除外する。

(2) 開設者および管理者がともに同一人またはいずれかが同一人の場合であって、前保険医療機関において新規個別指導または個別指導の指導結果が再指導で未了なもの

ただし、開設者および管理者がともに同一人の場合には、原則として個別指導を実施する。

(添付資料)

1. 新規指定時集団指導及び新規個別指導の対象について

(平成 3 0 年 3 月 2 日 厚生労働省保険局医療課 医療指導監査室長 事務連絡)

事務連絡
平成30年3月2日

地方厚生（支）局医療課長 殿

厚生労働省保険局医療課
医療指導監査室長

新規指定時集団指導及び新規個別指導の対象について

保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）の新規指定時集団指導及び新規個別指導（以下「新規指導」という。）については、「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」（平成7年12月22日付け保発第117号厚生省保険局長通知）等に基づき実施しているところです。

今般、新規指導の対象保険医療機関等については、効果的かつ効率的な指導を行う観点から、下記のとおり取り扱われるよう通知します。

記

1 対象とする保険医療機関等

新規指定した全ての保険医療機関等が新規指導の対象であるが、そのうち、遡及指定の保険医療機関等（※1）については、次のものを対象とする。

なお、新規指導の対象にならない保険医療機関等についても、新規指定時集団指導を実施することは差し支えない。

（1）開設者及び管理者がともに別人の場合

ただし、開設者が個人から法人（法人から個人）に組織変更した遡及指定については、法人代表者と個人開設者が同一人の場合には同一とみなすため、新規指導の対象から除くものとする。

（2）開設者及び管理者がともに同一人又はいずれかが同一人の場合であって、前保険医療機関等において新規個別指導又は個別指導の指導結果が再指導で未了なもの。

ただし、開設者及び管理者がともに同一人の場合には、指導大綱に定める個別指導の選定基準「⑦その他特に都道府県個別指導が必要と認められる

保険医療機関等」により選定のうえ、原則として個別指導を実施する。

2 施行時期

平成30年4月1日以降に実施する指導から適用する。

保険医療機関等の新規指導の対象について

新規指定	新規指定（遡及以外）		対象		
	遡及による指定（※1）	開設者及び管理者がともに別人（※2）		対象	
		又は 開設者及び管理者がともに同一人	前保険医療機関等において新規個別指導又は個別指導の実施がされていない場合	対象外	
			実施がされている場合 新規個別指導又は個別指導の 前保険医療機関等において	結果が概ね妥当、経過観察、要監査	対象外
				結果が再指導で未了なもの	対象 ただし、開設者及び管理者がともに同一人の場合は個別指導の選定（※3）

（※1）遡及指定とは、保健所から開設許可を受けた医療機関及び薬局であって、「保険医療機関及び保険薬局の指定の遡及について」（昭和32年7月18日付け保険発第104号厚生省保険局健康保険課長通知）及び「保険医療機関及び保険薬局の指定期日の遡及について」（昭和33年8月21日付け保険発第110号の2厚生省保険局健康保険課長通知）の適用により指定を行うもの。

なお、保健所から未来日で開設許可を受けた医療機関及び薬局が引き続き指定申請する場合は、遡及指定したものと同様の取扱いとする。

（※2）開設者が個人から法人（法人から個人）に組織変更した遡及指定については、法人代表者と個人開設者が同一人の場合は同一とみなすため、新規指導の対象から除く。

（※3）指導大綱に定める個別指導の選定基準「⑦その他特に都道府県個別指導が必要と認められる保険医療機関等」により選定のうえ、原則として個別指導を実施する。

